

授業案③⑥ 校則は何のためにあるのか

1 対象

中学生

2 獲得目標

- ・身近なルールとしての校則の意義を考え、校則がなんのためにあるのか、なぜ守る必要があるのかといった校則の必要性を考える。
- ・ある校則を題材に、より校則の改正のためにどのような手続きを取るべきか、どうすれば校則を変えることができるのかの手続きを考える。
- ・学校にとっても生徒にとってもより良い校則はどうあるべきかを考える。

3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○校則に対する印象 具体的にこの学校にはどのような校則があるのか。	アイスブレイクの雑談から始める。 ⇒登校時間、頭髮、靴の色など
展開1 10分	◎ルールの必要性を学ぶ ○校則は何のためにあるのか 文部科学省によれば「皆さんが健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため」とされている。 ○校則がなかったらどうなる？ 校則は皆さんの自由を奪うものか。 校則がない状況を考えてみよう。 学校に来る時間は決まっていない、服装も髪型も自由、授業中にスマートフォンでゲームをやっている問題はない。そんな学校に来る意味がないのではないか。 ○どのような校則なら従うか。 ○「先生は生徒が言うことを聞かない場合、強制的に帰宅させることができる」という校則はどうか。 ○学校にルールはなくても社会に出たらルールはある。法律や会社の中でのルールなど。学校の先生たちも皆さんとは違うルールがある。そんな中にはこれおかしい！というルールもたくさんある。急にルールを守れと言われても普通の人には対応できない。	この目的は皆さんの成長のためであり、これ自体は別におかしいところはないと説明する。 校則はある方が良いのか、ない方が良いのか。バランスが大事であることを感じてもらう。 ⇒さすがにルールは必要という意見になると思われる。 ⇒自由な校則、みんなが納得する校則 ⇒先生たちに改善を申し入れる。ルールを破り続ける。 ルールはあって良いし、良い影響もある。では、ルールだったら何でも良いのか。そういうことを今日は考えてほしい旨を告げる。

	皆さんは学生のうちにルールの中で生活することの重要性を学ぶ必要があり、そのために校則がある。 ○校則を守るためには 校則を守るためには、その前提として、校則自体がより良い校則でなければならない。では、より良い校則ってなんだろうか。 1つは校則の内容に納得がいくこと。 皆さんの自由を強く制限するような校則は当然認められるべきではない。 もう1つは社会の実情に合わせて校則を変えていくこと。 ○校則を変えるためにどうすればよいか 校則を変えるために意見を言うことは重要です。ただし、その意見は、先生や他の生徒たちみんなの「納得」を得る必要があります。 ○今回の授業は、ある校則をテーマにして、どうやってみんなが納得する意見を述べることができるかを考えるものだと説明する。	納得とは何か。過半数の生徒が同意すれば納得扱いで良いのか。例えば1割の生徒だけが極端に不利になる校則なら、他の9割の納得は得られるかもしれないが、それは公平・平等か、という点にも言及。 何をもって納得と言えるか、その考え方の一つを、今から授業で取り扱う。
展開2 25分	○A中学校の校則を確認する。 A中学校校則 1 頭髪について (1) 頭髪は、男子は丸刈りとする。 (2) 女子の髪色は黒とし、髪型は肩にかからない髪型か、肩にかかる場合後ろで1つに縛るものとする。 2 服装について (1) カーディガンやセーターの着用は禁止する。 (2) コートの着用は禁止する。 3 携帯電話・スマートフォンについて 携帯電話等の校内持ち込みは一律禁止とする。 ◎校則を変えるためにについて考えるポイントについて、3つのポイントを意識する。 1つは、その校則は何を守るためにあるのか。何も守るものがない場合、その校則はいらないことになる。 2つ目は、その校則によって校則を守る生徒にどのような不利益があるのか。 3つ目は、2つ目に上げた不利益をより少なくするような方法はないのか。 ○各班それぞれに検討してもらう。	当該校則を変えるために、説得的な意見であるかどうか。発表の際に、意見が食い違う班がいた際に、その班を説得することができるかという視点で考えてもらう。 生徒のレベルに合わせて他にも追加できそうなポイントがあれば、比例原則、平等原則、原理原則（子どもの権利、憲法上の人権としての重要度等）、代替制限手段の存在、等。 何も着眼ポイントがない状態で総合衡量することは、いわゆる裸の比較衡量であって、納得感や結論の得られるものではなくなることにも言及。

まとめ 10分	○どのような校則が良いのか、それは学校ごとに異なるし、正解はない。大事な のは、今自分がルールによって制約されていること、それが正当な制約なのかを考えること。 ◎日本の法律・民主主義について ○日本の法律は、国民に選挙によって選ばれた国会議員が作り、国会議員によって改正される。そのため、法は国民が間接的に作っている。 このように、自分たちが自分たちの法を定めることを「民主主義」という。 国会議員がいろいろな人の話を聞き、国民がより良い生活を送れるように議論をして法律が作られる。 自分の「意見」を言わなければ、法律には反映されない。 ◎自分の意見を持つこと たとえば、皆さんには自分らしく生きる権利がある。自分の権利が、どのような目的でどのような制約を受けているのか、それをしっかり考えて自分の言葉で伝えること、それが自分の意見になる。 これからの生きていく中でおかしいルールにたくさん出会う。ルールはルールなので守る必要がある。しかし、おかしいルールであれば「意見」を持ってルールを変える行動を起こすこと、それは自分のためにもなるし、自分以外の人のためにもなる。 周りの人たちが何にも考えないでルール（校則）に従っていることに危機感を持ち、自分なりの意見を持ってほしい。	正当な制約か否かにも、答えはない。ただ、少なくとも、上記のポイント、つまり保護法益の重要性、権利制約の重大性、制限的でない代替手段の存在、子どもの権利、憲法上の人権としての重要性の比較、平等原則、比例原則、そういった観点から見えてある程度の説明すらつかないのであれば、正当な制約ではない疑いが強まる。 ただ裸の比較衡量として意見を集め、結局集めただけ集めて多数決で少数意見を無視して決まりを作るだけなら、誰でもできる。しかし、このように一定の着眼ポイントを加味して判断するのは、より高度な議論ということが出来る。 学校におけるルールは校則であり、社会のルールが法であることを結び付ける。 自分が少数派となり得ることを意識してもらい、その際に自らに対する権利侵害についてどのように対処すべきかを考えさせる。 この権利侵害に対しては、裁判等の司法による救済についても触れたい。
--------------------	--	---